

茨城県まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

(趣旨)

第1条 本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等について、より効果的な推進に資するため、茨城県まち・ひと・しごと創生会議(以下「創生会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方創生関連の交付金事業に係る効果検証に関すること。
- (2) その他本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等の効果検証に関すること。

(組織)

第3条 創生会議の委員は、外部有識者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和2年9月30日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 創生会議には、委員の互選により座長を置き、座長は会務を総理する。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 創生会議の会議(以下「会議」という。)は、知事が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、政策企画部計画推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営その他について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。